

会 議 記 録 (1)

会議名称	令和7年度第1回北本市総合教育会議
開会及び 閉会日時	令和8年2月18日(水) 15時40分から16時35分まで
開催場所	北本市役所会議室3-F
議長氏名	北本市長 三宮幸雄
出席 委員(者) 氏名	北本市長：三宮幸雄 教育長：宮尾孝 教育委員(教育長職務代理者)：黒川範子 教育委員：関根桂子 教育委員：森田高正 教育委員：北條規 教育委員：高橋和美
欠席 委員(者) 氏名	
関係者 氏名	<p>【市長部局】 政策推進部長：福島弘行 政策推進課主査：益子恭輔 政策推進課主査：戸塚千晶 政策推進課主任：小峯明人 政策推進課主任：重森康衣</p> <p>【教育委員会】 教育部長：坂口修 教育総務課長：藤原雅臣 教育総務課主幹：落合 元 学校教育課長：笹原伸一 学校教育課副課長：玉神順哉</p>
会議 次第	1 開 会 2 市長挨拶 3 議 題 (1) 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版について (2) 北本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置 実施計画について 4 その他 5 閉 会
配布資料	資料1 北本市総合教育会議運営要綱 資料2 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版 資料3-1 北本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康 確保措置実施計画 資料3-2 参考資料

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容
政策推進部長	<p>1 開 会</p> <p>ただ今より、令和7年度第1回北本市総合教育会議を開催する。</p>
市長	<p>2 市長挨拶</p>
政策推進部長	<p>北本市総合教育会議運営要綱の第4条第1項により、議長は市長とする。</p>
議長	<p>3 議 題</p> <p>(1) 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版について</p> <p>それでは、次第に沿って進行する。本日の議題は次第に示している2件である。これは教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育の振興を図るための重点的な施策に関する諸報告として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号に掲げる協議事項となる。</p> <p>はじめに、「(1) 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針改訂版について」を議題とする。担当より説明をお願いする。</p>
教育総務課長	<p>【資料2に沿って説明】</p>
議長	<p>1年前の総合教育会議にて議題として以降、基本方針の見直しについて検討を進めていただいたことに感謝する。</p>
宮尾教育長	<p>今回の見直しにあたり、検討会議を立ち上げている。どのような方の意見を聴き、どのような意見を踏まえて改訂版を策定したかを担当課長から補足させていただく。</p>
教育総務課長	<p>基本方針の見直しにあたっては、庁内の職員で構成する「北本市立学校規模適正化検討調整会議」及び外部委員で構成する「北本市立学校適正規模等研究会議」を開催し、検討を行った。</p> <p>北本市立学校規模適正化検討調整会議については、委員長を教育部長、副委員長を教育部副部長とし、委員を政策推進課長、くらし安全課長、学校教育課長とした。一方で、北本市立学校適正規模等研究会議は、学識経験者、地域団体関係者、児童・生徒の保護者、小・中学校の校長のほか、公募による市民等の7名による構成で、外部の委員から幅広く意見をいただいた。</p> <p>それぞれ、昨年10月から11月にかけて2回会議を開催したほか、書面によ</p>

	<p>り随時意見聴取を行っている。</p> <p>会議の中でいただいた代表的な意見としては、「小学校の適正規模について、これまでは半分の学年でクラス替えが可能な1学校あたり9学級以上あればよいという基準としていたが、今後は全ての学年でクラス替えが可能となる12学級が望ましい」というものや「石戸小学校など、これまでの学校統廃合の影響を受けている学校の適正化を検討する場合には、より慎重な手続きを経るべき」、「今回の基準見直し直後の適正化の検討にあたって、より慎重な手続きを経るべき」との意見をいただいている。</p> <p>これらの意見を踏まえ、本市の学校適正規模については、小学校は9学級以上としていた部分を全学年でクラス替えが可能な12学級以上に見直しを行った。</p> <p>国が示す基準についても、小学校は12学級以上が望ましいとしており、国の基準に合わせた見直しを行った。</p> <p>また、資料2の14ページ、運用方針の※部分で「令和8年度時点において基準を下回っている場合には、これまでの状況を考慮した上で、適正化の検討に入るかを検討します」としており、適正化の検討に入る前段階での検討を行うことで、慎重に検討していく姿勢を盛り込んだ。</p>
議長	<p>基準の見直しにより、すでに該当する学校はあるか。</p>
教育総務課長	<p>現状、小学校で12学級という基準を満たしていないのは、中丸東小学校と石戸小学校となる。中学校では西中学校が該当する。</p>
議長	<p>教育委員会での議決の際に、具体的な対応策の議論にまで至ったか。</p>
教育総務課長	<p>基準の見直しについて議決を得たため、具体的な対応策は議題としていない。</p>
宮尾教育長	<p>教育委員会で議決いただいた際には、委員より、令和8年度時点で基準を下回っていた場合、そこから5年数えるのか、今までの経過も含めて数えるのかという質問をいただき、資料2の14ページ、運用方針の※部分に盛り込んだとおり、これまでの状況を考慮した上で、適正化の検討に入るかを検討する旨を説明し、了承いただいた。</p> <p>また、アンケートの回答率に関する質問をいただき、全市的に児童・生徒の保護者、未就学児の保護者、全ての教職員を対象にアンケートを行い、80%を超えた高い回答率のアンケート調査であったことを説明し、納得いただいた。</p> <p>加えて、パブリック・コメントでは、今回の改訂の趣旨が小規模校にもメリットがあるにも関わらず、デメリットばかりが記載されているとの意見もいただいたことから、資料2の16ページ以降に、前基本方針において掲載していた小規模校のメリット・デメリットについて、参考資料として追加掲載した。</p>
議長	<p>資料2の14ページ、運用方針の※部分に記載の内容について、委員の皆様から意見はあるか。</p>

黒川委員	<p>適正化の検討に入るかを検討することだが、基準に該当している場合は検討に入るべきであると考えている。将来的な人口や出生率等の検証も行っているため、検討の加速化を考えていただきたい。切羽詰まってからでは、十分に議論ができないまま進めなくてはならなくなり、不満が残る等の可能性もある。</p>
関根委員	<p>パブリック・コメントの小規模校のメリットもあるとの意見には納得できる部分もあったが、適正な学校規模の設定理由にもある「豊かな心と健やかな体の育成」ということを考えた場合には、クラス替えなどの環境の変化があった方が子どもたちにとってもより良い環境になるのではないかと考える。</p> <p>また、保護者からは学校が統合されるのかどうか分からない状態が不安であるとの意見もあったため、このような運用方針に具体的な内容が盛り込まれていると、これを見込んで保護者も考えることができるため、運用方針を示すこと自体も必要なことであると思う。</p>
高橋委員	<p>決定を急ぐ必要はないが、検討に入るのは早い方が良いと考える。なるべく多くの意見・話し合いをもって検討していただきたい。保護者の間では憶測で話しが出ているため、この点も踏まえ、早めに対処していただきたい。</p>
北條委員	<p>意見交換の時間をしっかりと持つためにも、スピードが重要かと思う。スピード感を持って取り組めば、意見交換の時間をしっかりと取れるし、これを進めることで今まで見えなかったことが、自分事として見えてくるため、検討に入ることは早めにスタートするべきである。</p>
森田委員	<p>なるべく早い段階で検討を始め、結果を急ぐ必要はないと思うが、逐一説明会などを行い、市民、保護者、児童・生徒にも伝えていく必要はあると考える。</p> <p>また、人口が減っていく中で、生産年齢人口の減少が目立ち、高齢者は同じ人数で推移していく。これにより、医療費や福祉に費用がかかるが、税収は減っていく。公共施設の維持・管理にも費用がかかるため、このような観点からもなるべく早い段階で検討していく必要がある。学校の教職員も単学級よりは複数学級の方がスムーズに仕事ができ、働き方改革にも繋がると考えるため、なるべく早く検討し、細かく丁寧に説明をしていくことが求められる。</p>
議長	<p>財政的な部分を考慮する必要があるが、子どもを最優先で考えていく必要がある。</p>
宮尾教育長	<p>現行の基準では、なかなか検討に入るができなかったが、これにより検討のスタートに立つことができるということで、委員の皆様にご理解をいただき、議決をいただいた。</p>

議長	<p>教育委員会として、さらにスピード感を持って取り組んでいただきたい。</p> <p>(2) 北本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について</p>
議長	<p>続いて、「(2) 北本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」を議題とする。担当より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>【資料3-1、3-2に沿って説明】</p>
議長	<p>法改正により、新たな計画を策定したということでよいか。</p>
宮尾教育長	<p>本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等一部を改正する法律に基づき策定したものである。実際に本年1月から4%の教職調整額が1%上がり、これを段階的に10%までに引き上げることとなっている。また、担任手当が新設されたことや管理職の基本給もベースアップするなど給与面の待遇が良くなっている。</p>
議長	<p>各小中学校で教職員の不足等、非常事態はないか。</p>
学校教育課長	<p>現状、病気休職などで未補充となっているケースは2件である。市や県の非常勤職員を充てて対応している。</p>
議長	<p>教職員の成り手不足も考えられる。人材不足は市職員も同様の課題であるが、教職員はどうか。</p>
学校教育課長	<p>各種休暇・休職制度により、年度途中で休みに入る方は20人ほどいた。何とか対応している状況であるが、非常に難しい問題ではある。権利でもあるので多様な働き方を推進していきたいと考える。</p>
議長	<p>働き方改革を推進することは良いことだと考える。学校現場では、超過勤務等の労務管理はどのように行っているのか。</p>
学校教育課長	<p>タイムカードによる出退勤管理を行っており、超過勤務を行う者へは、管理職による声掛け等を行っている。また、毎週決まった曜日に定時退庁を促進している。</p>
議長	<p>市役所では職員の勤務時間は変わらないが、昨年10月から窓口対応時間を短縮し、一層、業務効率化を図っていくこととした。教職員においても、現場で様々な対応が想定されるが、工夫していただきたい。</p>

宮尾教育長	<p>国が示す「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しについては、すでに進めている学校もある。例えば、清掃の時間を短縮するなど日課表を見直し、放課後のゆとり時間を作るなどを行っているほか、1015時間という学習指導要領に示された時間を確保しつつ、余剰時間の見直しを進めている。</p> <p>また、学校の教職員には調整簿というものがあり、例えば、緊急の家庭訪問を行う際や、宿泊行事で24時間見守りをしなければならないなどの対応が必要な場合に、勤務時間の超過分について、休みの調整ができる制度がある。南部教育事務所の管内13市町の中で、最初に導入したのが北本市であり、このような働き方改革も進めている。</p>
議長	他に意見、質問はあるか。
各委員	【特になし】
議長	<p>以上をもって、本日の議事はすべて終了とする。 進行を事務局に戻す。</p> <p>4 その他</p>
政策推進部長	議事以外の内容で、質問や意見はあるか。
各委員	【特になし】
政策推進部長	<p>5 閉 会</p> <p>以上をもって、会議を閉会とする。</p>